

山口県報

平成23年
12月13日
(火曜日)

目次

告示

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(情報企画課)……………

解除予定保安林(下関市)(森林整備課)……………

保安林の指定(美祢市)(森林整備課)……………

道路の位置の指定(建築指導課)……………

公告

一般競争入札の実施(情報企画課)……………

山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写真の縦覧(都市計画課)……………

教委告示

山口県指定有形文化財の指定……………

山口県告示第四百七十五号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

二中「人事給与福利厚生システム運用管理業務」の下に、「グループウェアシステム再構築業務」を加える。

山口県告示第四百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字矢玉字法六九一の三、六九二の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
美祢市秋芳町青景字大谷西平三二九の一六、三二九の一七、三二九の二〇、三二九の三九、三二九の四六、三二九の五二、字隠館三三九の一、三三九の二、三三九の五から三三九の八まで、東厚保町川東字方ヶ谷九六四の七、九六四の一八、一三三三八の二、字才ヶ峠一〇六七、字大川向一一一九の三、字岩ヶ川内一一四九の一、字嵩二二〇〇、二七九五の五(次の図に示す部分に限る。)、字森本一一二二、二八四一の一、二八四三、字道願二二二七、一一二八、字白石一七八三、字平石二七二七の二、二七三八、字岩ヶ河内二九一二、二九一三、字座主ヶ谷二九三二、二九四〇、二九四九から二九五一まで、字僧都三〇二九の二、三〇三〇、三〇三五の一、字谷川三三三三の一、三三六一、三三六一、三三六四、美東町赤字双田ヶ迫二二九九の三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字末武上字西樋口八五二の四、八五二の一七及び八五三の七	四・〇～四・五	二六・六	一一〇・八一



(三七八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

グループウェアシステム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十九年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十三年山口県告示第七十六号）に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十年四月一日から平成二十三年十二月十三日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）又はグループウェアシステム再構築業務委託総

合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十四年一月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年一月二十七日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十四年一月二十七日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件、システムの機能並びにシステムの運用及び保守に係る提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件、システムの機能並びにシステムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 八百点

(2) 機能等評価

全体計画 百八十点

システムの要件 五百七十点

システムの機能 百九十点

システムの運用及び保守 百八十点

技術的能力 八十点

4 適否判定

グループウェアシステム再構築業務委託総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機

ral Government (Tel. 083-933-2862)
 (6) Time-limit for tender : 5: 15 P.M., January 26, 2012 (In case of bringing a tender :
 11: 00 A.M., January 27, 2012)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の概要	/ 提案に当たつての基本的な考え方並びにシステムの全体の概要及び特長が記述されておりかつ、システムの導入に当たつて想定される課題及びその対策が説明されていること。 2 仕様書に定める基本方針の内容を理解し、これらの実現の方法について具体的に記述されていること。
工程計画	下記の事項について提案されていること。 (1) 委託に係る期間を概括する全体の工程に関する計画 (2) 開発に係る期間の詳細な工程に関する計画 (3) 運用に係る期間の各年度ごとの詳細な工程に関する計画
システムの開発	/ 開発環境について記述されていること。 2 システムの開発に係る業務の実施体制について記述されていること。 3 開発の段階における進捗管理、品質管理及びセキュリティ管理の方法について提案されていること。
提出書類等	仕様書に基づく成果物に関する提出書類等について提案されていること。 仕様書に基づく教育研修について提案されていること。
教育研修	仕様書に基づく教育研修について提案されていること。
システムの構成	/ ハードウェア及びソフトウェアの構成を記述したシステムの全体構成図が提出されていること。 2 システムの構成について、選択の理由及び特長が記述されていること。 3 システムの低減について、システムの構築上の対策が具体的に提案されていること。 4 ハードウェア及びソフトウェアに係る下記の事項について記述されていること。 (1) ハードウェアの一覧並びに仕様及び信頼性 (2) ソフトウェアの—覧及び仕様
基本性能	/ システムの性能の安定性の確保に関する考え方について、委託に係る期間における環境の変化等を踏まえて記述されていること。 2 応答速度等の性能の安定性の確保に関する考え方について、委託に係る期間における環境の変化等を踏まえて記述されていること。 3 本庁及び出先機関におけるネットワーク環境を考慮した上で想定される性能及びその実現の方法等について記述されていること。
ユーザインターフェース	ユーザビリティの向上に資する機能及び工夫について具体的に記述されていること。
システムの性能	システムの性能の安定性の確保に関する考え方について、委託に係る期間における環境の変化等を踏まえて記述されていること。 2 本庁及び出先機関におけるネットワーク環境を考慮した上で想定される性能及びその実現の方法等について記述されていること。
セキュリティ対策	/ セキュリティ対策に関する取組の方針及び具体的な対策が記述され

能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当書
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十四年一月六日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十四年一月十三日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
 - 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課（電話〇八三一九三三一一八六一）に問い合わせる。
- 十三 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring and operation management of groupware system
 - (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2017
 - (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefecture-

機能	システム	<p>1 不正アクセス及び悪意のある攻撃に対するセキュリティ対策について記述されていること。</p> <p>2 システムに対するアクセス権限の設定について一覽で示されていること。</p> <p>3 コピーユーザウイルス及び迷惑メールに対するセキュリティ対策について提案されていること。</p>
	システムの詳細	<p>1 システムの信頼性を確保するために講ずるシステムの構築上の対策及び運用上の対策について、採用する技術、製品その他の対策について具体的に記述されていること。</p> <p>2 機密等の誤操作対策についての具体的な記述されていること。</p> <p>3 /及び2に掲げるものほか、仕様書に基づく信頼性を確保するために講ずる対策について提案されていること。</p>
要件	他のシステムとの連携	<p>1 仕様書に基づく職員認証、基礎システムとの認証連携の方法及びシンクロナイズドの実現の方法について提案されていること。</p> <p>2 職員認証、基礎システムが停止した時における利用者のアクセスへの接続の方法及び当該接続の方法に係る不正アクセスの防止のために講ずる対策について提案されていること。</p> <p>3 県のシステム管理者が利用者の認証に関する情報等を管理するための仕組みについて記述されていること。</p>
	バックアップ	<p>仕様書に基づくバックアップに係る下記の事項について提案されていること。</p> <p>(1) バックアップの方法</p> <p>(2) バックアップから復旧の方法</p> <p>(3) システムの動作の記録の保存及び参照の方法</p>
基本機能	アーカイブ化	仕様書に基づく電子メールのアーカイブ化について提案されていること。
	電子メールシステム	<p>1 提案するグループウェアの有する主要な機能ごとの概要及び特徴が説明されていること。ただし、仕様書に定める庁内メール機能及び電子回覧板機能については、いずれか一方について説明されていること。</p> <p>2 また、グループウェアソフトの有する主要な機能ごとの操作画面のスクリーンショットが提示されていること。</p> <p>3 仕様書に定めること無(当該機能を代替する機能等があること。仕様書に定める場合、当該代替する機能等の概要)について記述されていること。</p> <p>4 仕様書に定める機能を有する場合は、具体的に説明されていること。</p>

システムの利用及び保守	システムの利用及び保守	<p>仕様書に基づくシステムの利用及び保守に係る下記の事項について提案されていること。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(2) 運用及び保守の体制</p> <p>(3) 全体計画</p> <p>2 システムの可用性を確保するため、予防保守を含めたハードウェア及びソフトウェアにおけるシステム上の対策及び保守上の対策について具体的な提案されていること。</p> <p>3 システムの資源管理について、具体的な方法が提案されていること。</p>
	障害対応	<p>システムの障害が発生した場合の対応に係る下記の事項について、フローを用いて具体的に説明されていること。</p> <p>(1) システムの障害が発生した場合の保守体制</p> <p>(2) システムの障害に対応した場合におけるデータ損失の最小化及び復旧の方法</p>
技術的機能	サービスの品質保証	仕様書に基づくサービスの品質の水準及びその水準を保証する方法が具体的に提案されていること。
	類似する業務の経験	<p>提案するグループウェアソフトを核としたシステムで、その規模が入札に付する業務に係るシステムと同等以上のもの設計、構築、運用及び保守について施行実績が記述されていること。</p> <p>1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。</p> <p>(1) 導入するグループウェアソフトに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者</p> <p>(2) 導入するデータ実機を有するソフトに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者</p> <p>(3) システムの運用及び保守について十分な実績を有する者</p> <p>(4) フロントエンドエンジニアの遂行に有効な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。</p>
運用及び保守	サービスの品質保証	仕様書に基づくサービスの品質の水準及びその水準を保証する方法が具体的に提案されていること。
	障害対応	<p>システムの障害が発生した場合の対応に係る下記の事項について、フローを用いて具体的に説明されていること。</p> <p>(1) システムの障害が発生した場合の保守体制</p> <p>(2) システムの障害に対応した場合におけるデータ損失の最小化及び復旧の方法</p>

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、かつ、各年度ごとの所要経費がそれぞれ予算の範囲内であって、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。

業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(三七九) 山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽都市計画下水道山陽小野田市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県教育委員会告示第五号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十三年十二月十三日

山口県教育委員会

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
観察院五輪塔	六 基	下関市富任町八丁目四一九	宗 教 法 人 観 察 院